

第4章 計画の基本的な考え方 （修正案）

平成26年10月22日版

1. 基本理念と重点方針

(1) 基本理念

「ともに支え合い 子どもの豊かな成長を支援するまち 守口」・・・**参考資料1**を参照

【基本理念の説明文】・・・**参考資料2**を参照

(2) 重点方針

子育ては保護者が第一義的責任をもつという基本的認識を前提とした上で、家庭は子どもの教育の原点であり出発点であるという認識に立ち、さまざまなニーズを有する子育て家庭を社会全体で支えていくことが、子どもの成長、また仕事と家庭の両立の実現にとって不可欠です。

そこで、守口市における子育ての現状と子ども・子育て新制度を踏まえ、本市における子育て支援の重点方針を次のように定めます。

重点方針 待機児童の解消と質の高い教育・保育の確保

- ① 母の妊娠期から子の義務教育期間を通じた切れ目のない子育て支援を行います。
- ② 在宅子育て家庭を含め0歳児～2歳児の保育ニーズに合わせて、受け皿を確保し仕事と家庭の両立を強力に支援します。
- ③ 3歳児～5歳児は、認定こども園、幼稚園及び保育所において質の高い教育・保育を受ける機会を確保します。
- ④ 就学前の子どもに対する教育・保育の提供が高い公共性を有することを踏まえ、民間施設及び公立施設がともに質の高い教育・保育の提供を実現するために必要な施策の推進を図ります。
- ⑤ 公立施設にあっては、効率的な運営が可能となるよう施設数の集約化を図りつつ、認定こども園への移行にあわせて教育・保育の充実を図るとともに、少数ニーズなど公立施設でなければ提供が困難なサービスも含めセーフティーネットとしての機能と地域子育て支援に関する機能を強化します。

2. 基本的な施策と目標

(1) 基本的な視点

「子どもの最善の利益」の実現を目指し、子ども・子育て新制度の適切な運用を通じて子どもや子育て家庭に必要な支援を行うため、以下の6つの視点から総合的な子ども・子育て支援施策を推進していきます。

①子どもの視点

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるよう、子どもの視点に立った取組みを推進していきます。

また、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもについては、早期の発見と対策を通じて、一人一人の成長を支える取組みを推進していきます。

②次代を担う子どもを育成する視点

子どもは次代の親であるという長期的視点から、子どもが自然とのふれあいや他人との多様ななかかわりの中で、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための取組みを進めます。

また、就学前児童の小学校への円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所などの教育・保育施設と小学校との緊密な連携を図り、子ども自身の戸惑いや保護者の不安の解消に努めます。

③子育て家庭を支援する視点

親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、子育てに関する不安の解消を図るため、専門的な知識や豊富な経験を持つ人材の確保、相談機能の充実や経済的支援など、すべての子育て家庭への支援という視点に立った取組みを推進します。また、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支える観点から必要な支援に努めます。

④地域社会全体での支援の視点

「子どもは社会の宝」であり、子育ては地域全体で支えるという考えのもと、家庭、教育・保育を担う施設、地域の人々、事業者及び行政機関が、子どもと子育て家庭を支える担い手としてそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関によるネットワークを活用して連携・協働し、子どもや子育て家庭に関する課題の解決に当たるという視点に立った取組みを推進していきます。また、保護者による養育を支援することが特に必要な児童に対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し重層的なセーフティーネットを確保する取組みを推進します。

⑤待機児童の解消と幼児教育・保育に関する選択肢の拡大の視点

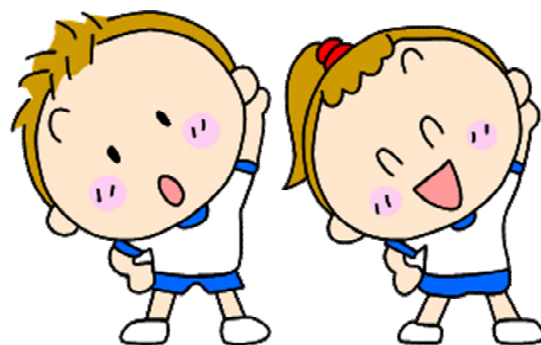
子ども・子育て新制度では、保育の必要性の有無にかかわらず幼児期の教育及び保育が受けられる認定こども園制度の改善や家庭的保育事業等による保育の充実が図られます。また、子育てサービスの利用支援や地域の実情に合わせて行われるさまざまな支援サービスの法的位置づけが明確化されます。

これら新たな制度を最大限に活用し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育や保育に関する子ども・保護者の選択肢を拡大する視点に立った取組みを推進していきます。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

就労を希望する保護者が、子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現という視点に立った取組みを推進します。

また、仕事と家庭生活の両立を実現するためには、現状では特に男性の育児への参加が重要であることから、必要な環境整備を促進する観点から事業者に対する啓発等の取組みを推進します。



(2) 施策目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、次の6つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援法の趣旨や基本指針等を踏まえながら、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の量的拡大及び質的向上を実現していくための基盤整備を行い、包括的な子ども・子育て支援の枠組みの確立を目指します。

①子どもの豊かな成長支援

小児医療や妊婦・乳幼児健診、保健指導の充実等を通じて、子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図ります。

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行に備え、より多くの子どもたちが幼児教育の機会を得られるよう新制度の適切な運用に取り組みます。現在の公立幼稚園については、望ましい教育環境で、生涯にわたる学習の基礎を培うという観点から、現在の規模を見直すとともに認定こども園への移行を進めます。

障がいのある児童が、より豊かな育ちと学び、自分らしく生きることができるよう、支援体制の充実と教育・保育の環境整備に努めるとともに、保護者への支援に取り組んでいきます。

また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した体制の整備を図り、関係機関との連携を強化します。

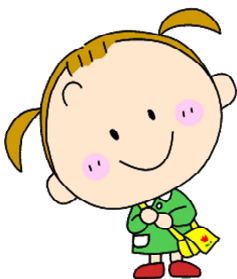
②子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを交通事故や不慮の事故、犯罪被害から守る取組みを推進します。子どもを守るため、安全を確保するための知識や防犯意識の啓発、警察などの関係機関や地域の各種団体との連携強化を図り、子どもが安全に育つまちづくりを目指します。

また、市内の教育・保育施設における早期の耐震化を図ります。

③子どもの人権尊重と権利擁護

子育てに関する相談・支援体制の充実に取り組み、児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため関係機関と密接に連携していきます。また、学校における人権教育やこころの教育を充実させ、いじめの防止に努めるとともに、市民への人権啓発及び地域における人権学習の機会の充実を通じて、子どもの人権を守る高い意識をもつ社会の実現を目指します。



④子育てにゆとりがもてる環境づくり

子育てがストレスなくできる環境づくりを、子育てバリアフリーの観点と子育てに関する不安の解消の観点、さらには経済的な負担の軽減の観点から進めます。具体的には、道路のバリアフリー化、安全に楽しく遊べる公園づくり、子育てに便利な施設・設備の普及など子育てを支援する観点からの都市基盤づくり、認定こども園での地域子育て支援事業などを通じて在宅子育てへの支援を促進するとともに、子育て中の親同士の交流促進、外国人へのわかりやすい子育て情報の提供など、子育て環境の充実を目指します。

さらに、こどもに係る医療費助成を拡充し子育て家庭の負担の軽減を図ります。

⑤子育てと仕事の両立支援

待機児童ゼロを目指し、働きながら子育てをしている人たちのニーズに応え多様な保育サービスの充実を図っていきます。

認定こども園、幼稚園及び保育所など教育・保育施設の特性を生かしながら待機児童を効果的に解消するためには、保育ニーズのみの0歳児～2歳児には保育所や認定こども園、地域型保育事業者など確実な受け皿を確保する一方、保育と幼児教育の両方のニーズがある3歳児～5歳児については、幼稚園での預かり保育や認定こども園による受け皿の確保が有効です。

そのため、子ども・子育て新制度の施行に伴う市内の私立の教育・保育施設の認定こども園への移行、認可外の保育施設等が提供する地域型保育事業の動向などを踏まえ、私立の教育・保育事業者が認定こども園に移行し本市の待機児童の解消に資するために必要な支援、地域型保育事業を行う事業者への適切な支援を行うとともに、公立保育所にあっては、公立施設としての責任と役割を明確化し施設数の集約化を行いながら認定こども園への移行を進めます。また、病児・病後児保育など多様なニーズに対応するため、必要な支援を行います。

現在、全小学校で実施している放課後児童健全育成事業についても引き続き取り組んでまいります。

また、ひとり親家庭に対しては、母子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援、子どもの保育所への優先的な入所、子育て短期支援事業の実施など、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のために必要な事業の推進に努めます。

さらに、男女がともに子育てをする意識の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会を目指して、育児休業の取得促進、労働時間の短縮、テレワークの導入など子育て世代の働き方の改善を促進するため、事業者への啓発等を図り、就労中又は就労を希望する保護者が子どもと過ごす豊かな時間を確保できる環境整備に努めます。



⑥地域力の活用による子育て支援

家庭内では核家族化が進行し、地域においては少子高齢化や共働き世帯の増加などに伴って、いわゆる「向こう三軒両隣」といった住民どうしの昔ながらの付き合いが少なくなり、若い人が出産や育児に関して相談できる人が少なくなっています。

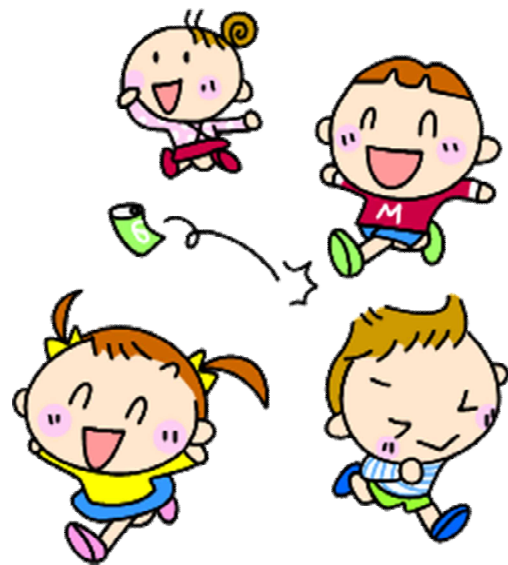
このような中、地域の子育てサークルへの参加や世代間交流の場などは、子育てをしていく上で必要な知恵の獲得や不安の解消に大きな役割を果たしています。

また、子どもを犯罪等から守る取組みも、多くの地域住民の理解と協力が不可欠です。

現在、全小中学校で実施している放課後における児童の居場所づくりについても、地域の方々の協力を得ながら引き続き取り組んでまいります。

また、保護者による養育を支援することが特に必要な児童に対しては、地域のさまざまな資源を活用するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。さらに、個人情報の管理に細心の注意を払いながら、子どもの健やかな成長を守り保護者を支えるために必要な措置を機動的にとることができるよう体制の整備を目指します。

「子どもは社会の宝」「子育ては社会全体で支えるもの」との認識に立ち、地域力による温かい子育ての輪が広がるまちづくりを目指します。



3. 計画の体系

基本理念、基本的な視点から設定した施策目標を実現するため、次のとおり推進項目を体系化します。

